

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三九七号

平成十四年八月二十七日
(火曜日)

目 次

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の

(長寿社会課)一

指定

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の

(〃)二

届出

生活保護法の規定による介護機関の指定

(農業振興課)二

一部改正

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の

(農村整備課)二

届出

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定

(都市計画課)三

都市計画の変更案の縦覧

(〃)三

選管告示

開発行為に関する工事の完了

(〃)三

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあつた

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあつた

政治団体

五 四 三 三

正誤

平成十四年五月二十一日付け島根県報第一、三六九(地方課)六号中

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあつた資金管理団体
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあつた資金管理団体
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあつた資金管理団体
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあつた資金管理団体

五 六 六

島根県告示第七百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

告 示

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村呼吸器内科医院	浜田市内村町七八七番地	平成十四年七月十六日
長見クリニック	大原郡木次町大字里方六三三一一	平成十四年七月一日

益田市横田町二三四

平成十四年七月二十三日

島根県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり

指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中村医院	浜田市内田町一〇〇番地二	平成十四年六月三十日
長見クリニック	大原郡木次町大字里方六三三一	平成十四年七月三十一日

島根県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 秋代行	松江市乃木福富町四一	訪問介護	有限会社 秋代行
			松江市乃木福富町四一
			平成十四年七月一日

し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百七十三号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大田市三瓶土地改良区の定款変更を平成十四年八月十九日付けで認可した。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

1 この告示は、平成十四年八月二十七日から施行する。

別表貸付条件の欄中「年一・七パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年七月五日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用

附 則

島根県告示第七百七十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
寺田地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成十四年二月二十八日

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和四十七年島根県告示第二百三十九号）第三条第五号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

番号	名称	住所	指定年月日
十四一一	株式会社興栄建設	島根県六日市町真田八六	平成十四年八月十二日

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 都市計画の種類
平田都市計画道路
- 二 都市計画を変更する土地の区域
平田市平田町、西平田町、灘分町、西代町
- 三 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び平田市役所
- 四 縦覧期間
平成十四年八月二十七日から平成十四年九月十日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月二十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 開発区域
安来市飯島町字藤木二九一番地三 外一筆
面積 一、一九三・三七平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市飯島町四九〇番地

田中武俊

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとすると、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
河内国雄後援会	山本政勝	森脇新二	江津市有福温泉町七四七
門屋臣後援会	花崎一男	佐々木英雄	江津市有福温泉町七四五
河野貴雄後援会	松本秀夫	河野元吉	江津市有福温泉町一二五
松江市議会明政クラブ	出川修治	小立博巳	松江市内中原町一四〇一自 由民主党松江支部内
吉田十二後援会	脇田弘	吉田泰子	隱岐郡西郷町大字中町字目貫 の一、六
永海ちあき後援会	榎原典美	永海千暁	隱岐郡西郷町大字原田五八四
佐々木雅秀後援会	坂一敏		隱岐郡西郷町大字元屋五二九

島根県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 政党

二 その他の政治団体

名 称	異動事項	新	異動内容	旧	異動事項	新	異動内容	旧
自由民主党島根県下 ラック支部	自由民主党島根県下 瑞穂町支 部	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
森山のぶお後援会	田中健二後援会	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
八束郡八雲村大字日吉 一三七一三〇	室谷昌身	寺本昌之	出雲市松寄下町三九六 一二	永井憲治	桑野剛司	州浜哲夫	小野卓也	手銭長光
八束郡八雲村大字日吉 一七四一八	藤田武利	江口茂雄	出雲市松寄下町三九六	丸本智運	州浜敏宏	阿川昭登	古川百三郎	瀧川修
						大西隆	岩谷泰介	田中正孝

坂本照良後援会	松江市議会明政クラブ	佐々木恵二後援会	松江市議会明政クラブ	出川 修治
盟 全国L.P.ガス政治連盟	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者
江津市波積町本郷二〇 四一二	瀧川 修 田中 正孝	組嶽 晶一 岡 督康	岡 昌子 福一 岡 督康	竹田 重一 井廻 武男 岩谷 泰介
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
益田市高津六一一九一 三〇	益田市高津町イ二五三 七一四	江津市渡津町五六八 六	江津市渡津町四五八 一	益田市高津一四一 二五
中島司を励ます会 全国小売酒販政治連盟 盟島根県支部	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
島根県商工政治連盟	代表者	代表者	代表者	代表者
新世紀・江津を創る 会	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
鹿翔会	代表者	代表者	代表者	代表者
中村芳信後援会	代表者	代表者	代表者	代表者
島根県商工政治連盟	代表者	代表者	代表者	代表者
益田市高津町一九二九 益田市高津町四五八 一	稻岡巳一郎 山崎 重利 藤井貴久男 中谷 文一 藤井貴久男 稻岡巳一郎	福代 明正 井廻 武男 岩谷 泰介 竹田 重一 井廻 武男	布野 貴義 井廻 武男 岩谷 泰介 竹田 重一 井廻 武男	石飛 満 石飛 満 又賀 義喜 佐々木恵二 小立 博巳
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
益田市高津町一四〇 一二二 自由民主党松江 支部内	松江市殿町八一三 松江市内中原町一四〇 松江市殿町八一三 自由民主党松江 治会館内	佐々木恵二 立脇 通也	加藤 滋夫 立脇 通也	出川 修治 立脇 通也

島根県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

名 称	解散年月日
清水隆志後援会	平成十三年十二月二十日
出雲政経懇話会	平成十四年四月二十日
松江市議会明政クラブ	平成十三年十二月三十一日
足立修後援会	平成十四年五月三十一日

島根県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

石倉とせ子後援会	梶谷治男後援会
会計責任者	会計責任者
石倉 真也	梶谷 宣子
石倉 幸樹	三浦 健司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
佐々木恵二員	島根県議会議員	佐々木恵二後援会	美濃郡美都町大字仙道九一五一一	佐々木恵二

島根県選舉管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選舉管理委員会委員長 津田和美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	異動内容
板倉 明弘	板倉明弘後援会	主たる事務所の所在地	出雲市大津朝倉一 二一三六	出雲市大津町九四二一

正誤

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
比良 幸男	松江市議会議員	幸政会	松江市幸町八〇一	比良 幸男
多々納 勇	出雲市議会議員	育川会	出雲市武志町九二九	多々納 勇
広戸 恭一	出雲市議会議員	出雲政経懇話会	出雲市浜町九五四	広戸 恭一

平成十四年五つ星二十一日付け島根県報第一、三六九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

一 段 内 容

終りから五行目から四行目までを削除する。

島根県選舉管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十七日

島根県選舉管理委員会委員長 津田和美